

「園芸施設共済損害認定準則の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和 5 年 11 月 10 日
農林水産省経営局保険監理官

園芸施設共済損害認定準則の一部改正案について、令和 5 年 9 月 20 日から 10 月 19 日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、1 件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方を別紙 1 のとおりとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、「園芸施設共済損害認定準則の一部を改正する告示」については、公表した案のとおり制定することといたしました（別紙 2）。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。